

令和3年度報告書

令和4年3月

兵庫県規制改革推進会議

目次

はじめに	1
I 会議の開催状況	2
II 審議結果のまとめ	
1 審議結果の区分	3
2 審議件数等	3
III 令和3年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果	4
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	
(1) 福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し	6
(2) 多雪区域における木造建築物の構造基準の見直し	7
(3) 自動車車庫等の耐火構造に関する面積基準の見直し	9
(4) 旅館業を営もうとする者の許可要件の見直し	10
(5) 芦屋市の集合住宅における駐車施設の附置基準の見直し	12
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	
(1) ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し	13
(2) 河川、水路を占用する際の占用申請の要否の明確化	14
(3) 建設工事における入札参加資格申請の見直し	16
3 国の法令等による規制に関する事項	
(1) 土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し	18
4 行政手続に関する横断的テーマ	
(1) 行政手続における保証人の必要性	20
(2) 行政手続における押印、書面規制、対面規制の見直し	28
(参考資料)	
・ 令和2年度審議結果の対応状況	34
・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	35

はじめに

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、地域活性化の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成30年5月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、行政法、都市計画、産業など、各分野の有識者6名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる支障事例を、県民、事業者、県内市町等から幅広く募集しています。

今年度は、①県及び市町の条例等による独自規制に関する事項、②行政手続の簡素化に関する事項、③国の法令等に関する事項について、提案を受けた9項目について審議を行いました。

また、提案を受けた個別の項目のほか、行政手続における横断的なテーマとして、「保証人の必要性」「押印・書面規制・対面規制の見直し」の2項目についても議論を行いました。

この報告書は、今年度、当会議で議論してきた規制改革項目の審議結果をとりまとめたものです。兵庫県をはじめ県内の市町に幅広く共有され、当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が1つでも多く解消されることを期待しています。

令和4年3月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科教授)

I 会議の開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和3年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県規制改革推進会議設置要綱について ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し等5項目) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し等3項目) ・国の法令等による規制に関する事項 (土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し) ・行政手続に関する横断的テーマ (保証人の必要性、押印・書面規制・対面規制の見直し)
第2回	令和4年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議で継続審議となった事項 (土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し) ・令和3年度報告書(案)について

II 審議結果のまとめ

1 審議結果の区分

	見出し	意味
対応するもの	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

2 審議件数等

- ・ 提案件数 9 件

区分	件数	比率
(1) 規制・手続の見直し	1	10.0%
(2) 制度内容の明確化	—	—
(3) 制度内容の周知	—	—
(4) 国へ制度の見直しを要望	—	—
(5) その他	3	30.0%
(6) 現行の制度運用を維持	6	60.0%
計	10※	100.0%

※ 「河川、水路を占用する際の占用申請の要否の明確化」については、河川占用申請については「現行の制度運用の維持」とし、水路占用申請については「その他」の対応とするため、提案件数と一致しない。

Ⅲ 令和3年度 兵庫県規制改革推進会議 審議結果

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 5件

規制・手続の見直し:1件、その他:1件、現行の制度運用を維持:3件

提案事項		審議結果
(1)	福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が 3,000 m²以上の工場については、その床面積の算定に当たって、機械のメンテナンス作業時等を除き従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこととする運用改善を図る。
(2)	多雪区域における木造建築物の構造基準の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多雪区域が本県の気候の特殊性であるとは言い難く、多雪区域を有する他の道府県においても、条例により小規模木造基準の付加を行っているものは確認できない。 また、現行の基準が不十分であるとの客観的根拠がない中、本県独自の基準の付加について、県民の理解を得ることは困難であることから、現行の制度運用を維持する。
(3)	自動車車庫等の耐火構造に関する面積基準の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県条例の本規定の対象は、制定当初から現在の基準「150 m²を超えるもの」まで段階的に規制緩和してきたものであるが、本提案は「150 m²のもの」に対する規制強化となる。 本提案に係る面積基準を含め建築基準条例及びその解説について、県のホームページで周知するなど、事業者等が混乱を来すことがないように努めていることから、現行の制度運用を維持する。
(4)	旅館業を営もうとする者の許可要件の見直し	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し繰り返し注意喚起を行うとともに、同様の事案が頻発するようであれば、旅館業法で定める改善命令（法第7条の2第2項）の対象となるかについて、国と協議を行い、現行の枠組みの中でより強い指導ができるか検討していく。
(5)	芦屋市の集合住宅における駐車施設の附置基準の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路上駐車が発生等による住環境の悪化が懸念されることや、市内に居住される方からも規制緩和を求める声がないことから、現行の基準を維持することが適切と考える。

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 3件

その他: 2件、現行の制度運用を維持: 2件

提案事項		審議結果
(1)	ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置者等の情報を常時的確に把握しておくことが、実行ある規制を行うために必要であり、法人については、権限を有している者の氏名を把握しておく必要がある。 関係法令においても同様の規定があることから、それら法令の見直し等を注視し適切に対応していく。
(2)	河川、水路を占用する際の占用申請の要否の明確化	<p>[河川（県管理）]</p> <p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実例で挙げられている西宮市等と同等の図面は公表済みである。 しかし、さらに詳細な境界位置を示すためには、新たなマップの作成が必要となり、膨大な境界延長が対象となることから対応は困難である。 <p>[水路（市町管理）]</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体によって状況が異なり、統一方針を示すことは困難であるため、各市町に西宮市や尼崎市などの先進事例について情報提供を行う。
(3)	建設工事における入札参加資格申請の見直し	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に貢献する企業を評価・育成するため、県独自に求めている申請書類もあることから、提出先を全て国に一元化することは困難である。 しかし、全国共通の内容は提出先を国に一元化することができれば、提案内容は一定対応可能と考えるため、実施に向けた課題解消に向け、まずは、国、他の自治体等と調整を図る。

3 国の法令等による規制に関する事項 1件

現行の制度運用を維持: 1件

提案事項		審議結果
(1)	土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落に接続しない優良農地での後継者住宅の建設は、たとえ後継者不足の解消に資するとしても、集団農地を蚕食し、農地の集団化や周囲の営農への支障を生じさせる恐れ等がある点では、他種類の住宅建設と同様であり、後継者住宅の建設のみを異なる扱いとする理由がないことから現行の制度運用を維持する。

1-(1) 福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し

根拠法令等	(県)福祉のまちづくり条例施行規則	
提案内容 (公益社団法人 兵庫県建築士会)		
<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県では、「福祉のまちづくり条例」を制定し、公共公益施設、共同住宅や工場等が、高齢者や障がい者等にとって安全かつ快適に利用できるものとなるよう、整備基準を定めている。 福祉のまちづくり条例の適用を受ける施設の要件は、条例施行規則に定められているが、工場については、「床面積の合計が 3,000 m²以上の規模」ものとなっており、床面積の合計が 3,000 m²以上の工場は、工場内で働く人の数の多少にかかわらず、条例施行規則で定める高齢者等に配慮した施設整備が求められる。 自動化による生産加工を行う工場も増加しており、工場内で操業に携わる人の数は少なくってきている中、現状の規制を維持すると、自動化等により人員の削減が進んだ工場は、整備費用削減などの観点から、高齢者等に配慮した施設整備が不要な、兵庫県以外の地域に進出することも予想される。 将来にわたり、兵庫県に多くの優良な工場が立地し続けるよう、面積要件に加え、従業員の数を要件に加えるなど、福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場要件の見直しを検討いただきたい。 		
規制の状況		
【福祉のまちづくり条例の適用を受ける特定施設】		
	施設の用途	施設の規模
公益的施設 【条例施行規則第2条】	学校、病院・診療所、・集客・集会等を目的とする施設(劇場、映画館、集会場など)、保健所・税務署その他不特定多数の者が利用する官公署、社会福祉施設(老人ホーム、保育所など)、体育館、水泳場などの運動施設 など	全ての規模
	展示場、百貨店などの物販施設、ホテル、遊技場など	床面積の合計が 100 m ² 以上
公共施設 【条例施行規則第3条】	道路法第2条第1項に規定する道路 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 など	—
共同住宅等の施設 【条例施行規則第4条】	共同住宅	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は戸数の合計 21 戸以上
	寄宿舎	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は室数の合計 51 室以上
	事務所又は 工場	床面積の合計 3,000 m²以上
【特定施設整備基準】		
次に掲げる事項について、特定施設の種類の区分に応じて基準が定められている。(条例施行規則第6条)		
<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で通行できる傾斜路の設置、車椅子で通行できる幅員の確保 ・階段の手すりの設置、車椅子で利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置 など 		
条例等所管部局等の回答 (都市政策課)		
【規制・手続の見直し】		
平成 28 年4月に障害者差別解消法が施行され、令和3年3月には障害者雇用促進法による法定雇用率が 2.3%(民間企業)に引き上げられるなど、障害に関係なく社会参加できる「共生社会」の実現が目指されている。		
本年3月に改定した「福祉のまちづくり基本方針」では、基本的方向の中に「働く障害者にも対応したユニバーサル化を進める」ことを掲げ、積極的に取り組んでいるところである。このため、障害者が働くことを考えると、一定規模以上の工場において整備基準は必要である。		
一方、今後ロボットの導入など作業の自動化を行う工場が増加することが見込まれる中、今までのところは事例は無いものの、本制度が本県への工場進出の支障となるのは本意ではない。		
そのため、本制度の対象としている床面積の合計が 3,000 m ² 以上の工場については、その床面積の算定に当たって、機械のメンテナンス作業時等を除き従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこととする運用改善を図る。		
審議の結果等		
規制・手続の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> ・回答方針のとおり、床面積の算定に当たって、機械のメンテナンス作業時等を除き従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこととする。(→福祉のまちづくり条例逐条解説を修正(R4.4月予定)) 		

1-(2) 多雪区域における木造建築物の構造基準の見直し

根拠法令等	(県)建築基準条例																
提案内容 (公益社団法人 兵庫県建築士会)																	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法や建築基準法施行令等において、建築物が自重、積載荷重、積雪荷重、風圧や地震等に対して安全な構造となるよう、構造基準が定められている。 ・建築物の構造耐力について、通常、高さが 60m を超えるような超高層建築物や 60m 以下でも中規模・大規模な建築物等は構造計算が必要であるが、木造建築物で階数が2以下、延べ面積が 500 m²以下、高さが 13m 以下かつ軒の高さが 9m 以下に該当するもの(以下「小規模な木造建築物」という。)の場合、構造計算が不要であり、建築基準法施行令に規定する仕様規定を満たせば建築基準法第 20 条の構造耐力に関する規定に適合するとされている。 ・しかし、建築基準法施行令の仕様規定は、地域の気候特性に関係なく、どの地域でも同じ基準となっているため、県内にも存在する垂直積雪量が1m以上の多雪区域においては、屋根上部に積雪がある状況で地震が発生すれば、現行規定で設計された小規模な木造建築物については倒壊や損傷することが懸念される。 ・また、気象変動の影響もあり、短時間に積雪量が増加する場合もあることから、雪を屋根に積もらせない形状以外の木造建築物は、建物を支持する柱が圧縮座屈するおそれもある。 ・このため、小規模な木造建築物について、多雪区域における柱の小径や構造耐力上必要な軸組の基準を県の建築基準条例で設けるなど、基準の見直しを検討いただきたい。 																	
規制の状況																	
【建築基準法及び建築基準法施行令の構造関係規定】																	
<p>[目的]</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地震等による倒壊の防止</p>	<p>[規模別分類]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>小規模な建築物 (木造) 階数2以下、延べ面積500m²以下、高さ13m以下かつ軒の高さが9m以下のもの (木造以外) 階数が1、かつ延べ面積が200m²以下のもの</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[基準内容]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (一部)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (限界耐力計算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※3 大臣認定が必要</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">実線、点線のいずれかから選択可能</p>	<p>小規模な建築物 (木造) 階数2以下、延べ面積500m²以下、高さ13m以下かつ軒の高さが9m以下のもの (木造以外) 階数が1、かつ延べ面積が200m²以下のもの</p>	<p>[基準内容]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (一部)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (限界耐力計算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※3 大臣認定が必要</td> </tr> </table>	施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)		施行令仕様規定 (全て)	+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)	施行令仕様規定 (一部)	+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)	施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※2 (限界耐力計算)	※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象		施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)	※3 大臣認定が必要	
<p>小規模な建築物 (木造) 階数2以下、延べ面積500m²以下、高さ13m以下かつ軒の高さが9m以下のもの (木造以外) 階数が1、かつ延べ面積が200m²以下のもの</p>	<p>[基準内容]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (全て)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (一部)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※2 (限界耐力計算)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施行令仕様規定 (耐久性等)</td> <td style="text-align: center;">+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※3 大臣認定が必要</td> </tr> </table>	施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)		施行令仕様規定 (全て)	+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)	施行令仕様規定 (一部)	+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)	施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※2 (限界耐力計算)	※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象		施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)	※3 大臣認定が必要			
施行令仕様規定 (全て) (構造計算は不要)																	
施行令仕様規定 (全て)	+ 構造計算※1 (許容応力度等計算など)																
施行令仕様規定 (一部)	+ 構造計算※2 (保有水平耐力計算)																
施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※2 (限界耐力計算)																
※1 構造計算適合性判定の対象となる場合があります ※2 構造計算適合性判定の対象																	
施行令仕様規定 (耐久性等)	+ 構造計算※3 (時刻歴応答解析)																
※3 大臣認定が必要																	
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)																	
【現行の制度運用を維持】																	
<p>現行の建築基準法(以下「法」という。)及び建築基準法施行令(以下「政令」という。)では、小規模な木造建築物の柱の小径や構造耐力上必要な軸組の基準(以下「小規模木造基準」という。)は、多雪区域(政令第 86 条第2項の多雪区域をいう。以下同じ。)とその他の区域を区別した規定となっておらず、多雪区域であっても構造耐力上支障のない基準として定められている。</p>																	
<p>県が独自に基準を付加する場合、法第 40 条に基づく条例(本県の場合は、建築基準条例)によることとなるが、条例による基準の付加は、地域の気候の特殊性等により、法令の規定のみによっては建築物の安全等の目的を十分に達し難いと認める場合に行うこととされている。</p>																	

全国的には、本県より降雪量の多い豪雪地帯が日本海側を中心に多数存在しており、多雪区域が、本県の気候の特殊性であるとは言い難く、小規模木造基準についての建築基準条例による基準の付加は、法第 40 条の趣旨には馴染まず、また、多雪区域を有する他の道府県において、条例により小規模木造基準の付加を行っているものは確認できない。

また、多雪区域における現行の小規模木造基準が不十分であるとの客観的根拠は示されておらず、小規模な木造建築物の建築コストの上昇につながる本県独自の基準の付加について、県民の理解を得ることは困難である。

以上のことから、現行の基準を維持することが適当と考える。

審議の結果等

現行の制度運用を維持

- ・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。

1-(3) 自動車車庫等の耐火構造に関する面積基準の見直し

根拠法令等	(県)兵庫県建築基準条例	
提案内容 (公益社団法人 兵庫県建築士会)		
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法において、自動車車庫又は自動車修理工場(以下「自動車車庫等」という。)で、その用途に供する部分(以下「自動車車庫等部分」という。)の床面積の合計が 150 m²以上の建築物は、建築基準法第 27 条第3項の規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないことが定められている。 ・兵庫県建築基準条例第 24 条では、床面積の合計が 150 m²を超える自動車車庫等部分のある階の上階に共同住宅の住戸等部分又は寄宿舎の寝室部分の床面積の合計が、それぞれ 150 m²を超えるものがある場合においては、自動車車庫等の主要構造部を準耐火構造(1時間準耐火基準に適合するものに限る。)とすることが定められている。 ・このため、自動車車庫等部分のある階の上階に、共同住宅の住戸等部分又は寄宿舎の寝室部分の床面積の合計が、それぞれ 150 m²を超えるものがある場合においては、自動車車庫等部分の面積が「150 m²未満」「150 m²」「150 m²を超えるもの」の3種類の基準が存在している。 ・については、条例で定める耐火構造に関する面積基準について、建築基準法と同様 150 m²以上に統一するなど、事業者の混乱がないよう見直しを検討いただきたい。 		
規制の状況		
【自動車車庫等の構造に関する基準 (主要構造部に関する比較)】		
自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計	建築基準法 (第 27 条) <u>自動車車庫等を含む建築物全体</u>	建築基準条例 (第 24 条) 上階に共同住宅の住戸等部分又は寄宿舎の寝室部分の床面積の合計が、それぞれ 150 m ² を超えるものがある場合の <u>自動車車庫等</u>
> 150 m ²	<u>準耐火構造 (45 分準耐火構造*1 又は同等性能のもの*2)</u>	<u>準耐火構造 (1時間準耐火基準に適合するものに限る。)</u>
= 150 m ²		
< 150 m ²	規制なし	
<p>*1 令第107条の2「準耐火性能に関する技術的基準」</p> <p>*2 令第109条の3「主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準」(同条第1号を除く。)</p> <p>上表にかかわらず、</p> <p>① 3階以上の階を自動車車庫等の用途に供する場合は、自動車車庫等の面積に関係なく耐火建築物としなければならない。 【法第 27 条第 2 項第 2 号】</p> <p>② 3階以上の階を共同住宅又は寄宿舎の用途に供する場合は、自動車車庫等の面積に関係なく原則として耐火建築物としなければならない (①を除く)。 【法第 27 条第 1 項第 1 号】</p>		
条例等所管部局等の回答 (建築指導課)		
【現行の制度運用を維持】		
<p>火災の発生のおそれ又は火災時の危険性が高い自動車車庫等部分の直上階に共同住宅の住戸などの居住の用に供する部分がある場合には、防火、避難上の影響が大きいことから、法の基準とは別に当該部分の主要構造部に一層の耐火性能を要求したものであり、その対象は神戸市などと同様に基準とする床面積を「超えるもの」としている。(神戸市:100m²を超えるもの、横浜市:50m²を超えるもの)</p> <p>また、本規定の対象は制定当初「50m²を超えるもの」とし、その後の規制改革の流れの中で、現在の「150m²を超えるもの」まで段階的に緩和してきたものであるが、今回の提案は「150m²のもの」に対する規制強化となる。</p> <p>本県建築基準条例においては、安全上、防火上等の制限を付加する建築物については、原則として一定の規模を超えるものを対象として規定しており、本提案に係る面積基準を含め建築基準条例及びその解説について県のホームページで周知するなどにより、事業者等が混乱を来すことがないように努めている。</p> <p>以上のことから、現行の制度運用を維持することが適当と考える。</p>		
審議の結果等		
現行の制度運用を維持		
<ul style="list-style-type: none"> ・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。 		

1-(4) 旅館業を営もうとする者の許可要件の見直し

根拠法令等	(国) 旅館業法、旅館業法施行令 (県) 旅館業法施行条例、旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則 など												
提案内容 (洲本市)													
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業を営もうとする者は、知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長))の許可を受けなければならない。 ・営業の許可要件については、旅館業法、旅館業法施行令で規定されているほか、施設の構造設備や営業者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置については、法の委任を受け、県の条例、規則でも基準が定められている。しかし、地域住民の住環境対策についての基準は、定められていない。 ・また、平成 30 年に改正旅館業法が施行され、旅館・ホテル営業では最低客室数の基準を撤廃し、1室からでも営業が可能となったほか、緊急時の駆け付け、ビデオカメラによる本人確認などを条件に、玄関帳場・フロントを設置しないことも認めることとなった。 ・このような状況の中、当市内の住宅街で許可を受けた簡易宿所営業施設において、宿泊者による以下のような行為が頻繁に発生しており、地域住民の住環境が悪化している。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者が施設の庭でバーベキューを行い、臭いや深夜の騒音に対する地域住民からの苦情が相次いでいる。 ・炭火や花火などの火の不始末が頻繁にあり、火災発生が懸念されている。 ・宿泊者が深夜に隣宅敷地内に侵入、排泄し、通報により警察官が現場に駆けつける事案が発生している。 </td> </tr> </table> ・今後、同様の施設が許可され続けると、地域住民の住環境への悪影響が大きく、事件や事故等に発展することも懸念されることから、地域住民が安心して生活できるよう、宿泊施設に対し、施設の騒音、庭での火気の使用、宿泊者の深夜の外出等に対する規制強化や、地域住民とトラブルがないよう施設管理者へ指導を行い、従わない場合は施設の使用を停止できるようにするなど、旅館業の許可要件の見直しを検討いただきたい。 		{	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者が施設の庭でバーベキューを行い、臭いや深夜の騒音に対する地域住民からの苦情が相次いでいる。 ・炭火や花火などの火の不始末が頻繁にあり、火災発生が懸念されている。 ・宿泊者が深夜に隣宅敷地内に侵入、排泄し、通報により警察官が現場に駆けつける事案が発生している。 										
{	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者が施設の庭でバーベキューを行い、臭いや深夜の騒音に対する地域住民からの苦情が相次いでいる。 ・炭火や花火などの火の不始末が頻繁にあり、火災発生が懸念されている。 ・宿泊者が深夜に隣宅敷地内に侵入、排泄し、通報により警察官が現場に駆けつける事案が発生している。 												
規制の状況													
<p>○旅館業の営業許可について【旅館業法第3条、旅館業法施行令第1条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けることが必要。 ・都道府県知事は、以下の場合は許可を与えないことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の構造基準を満たさないとき [主な構造基準] その他基準は省略 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">旅館・ホテル営業</th> <th style="text-align: center;">簡易宿所営業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>客室床面積</td> <td>7㎡以上/室(寝台がある場合は9㎡以上/室)</td> <td>延べ床面積 33 ㎡以上(10 人未満の場合 3.3 ㎡×定員)</td> </tr> <tr> <td>玄関帳場(フロント)</td> <td>宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場または玄関帳場代替設備を有すること</td> <td>規制なし ※県条例で左記内容を規定</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること (→<u>県条例、規則にて施設全体、客室、玄関帳場などの構造基準を規定</u>)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者が欠格事由に該当するとき ➤ 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき <p>○営業者が講ずべき措置の基準について【旅館業法第4条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業者は、旅館業の施設について、宿泊者の衛生に必要な以下のような措置を講じなければならない。 ・<u>基準については都道府県が条例で定める。</u> (→<u>県条例、規則にて、「許可を受けた客室の定員を超えて宿泊させないこと」、「機械換気設備及び照明設備は適切に維持管理すること」</u>など、営業者が講ずべき措置の基準を規定) <p>○基準に適合させるための必要な措置命令等【旅館業法第7条の2】</p> <p>都道府県知事は、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大又は善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため必要があると認めるときは、当該営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○営業の許可の取消し、営業の停止【旅館業法第8条】</p> <p>都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、(略)許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(略)</p>			旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	客室床面積	7㎡以上/室(寝台がある場合は9㎡以上/室)	延べ床面積 33 ㎡以上(10 人未満の場合 3.3 ㎡×定員)	玄関帳場(フロント)	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場または玄関帳場代替設備を有すること	規制なし ※県条例で左記内容を規定	その他	都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること (→ <u>県条例、規則にて施設全体、客室、玄関帳場などの構造基準を規定</u>)	
	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業											
客室床面積	7㎡以上/室(寝台がある場合は9㎡以上/室)	延べ床面積 33 ㎡以上(10 人未満の場合 3.3 ㎡×定員)											
玄関帳場(フロント)	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場または玄関帳場代替設備を有すること	規制なし ※県条例で左記内容を規定											
その他	都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること (→ <u>県条例、規則にて施設全体、客室、玄関帳場などの構造基準を規定</u>)												

【その他】

- 1 本事案を踏まえ、これまでから旅館業法を所管する部局として、洲本健康福祉事務所より事業者に対して、宿泊者が近隣へ迷惑行為を行わないよう注意喚起を行い、事業者もビラ等により周知するなど一定の対応を行っている。現在はコロナの影響もあり、こうした迷惑事案にかかる苦情相談は発生していないが、今後、同様の事案が発生した場合は、洲本市の騒音等の担当部局と協調連携しながら、事業者に対し、繰り返し注意喚起を行っていく。
- 2 また、同様の事案が頻発するようなことがあれば、旅館業による公衆衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止等を目的とした改善命令（法第7条の2第2項）を、宿泊者への衛生措置とは言いがたい周辺住民の住環境保全を目的として適用することの可否について、国と協議を行い、現行の枠組みの中で、事業者に対してより強い指導ができるか検討していく。
- 3 ご提案のあった条例改正については、県下各地で同様の問題が発生している状況ではないことから、条例改正による規制強化は、慎重に判断すべきと考えており、まずは現行の枠組みでの対応を検討していきたい。
- 4 なお、本事案については、旅館業法の観点だけでなく、市民の快適な環境の確保を目的とした、「洲本市環境保全条例」での対応の強化や、他自治体におけるバーベキューを規制する条例（例：奈良県天川村「天川村をきれいにする条例」）などを参考とした、新たな対応も検討すべき方策と思慮する。

審議の結果等

その他

- ・回答方針のとおり、同様の事案が発生すれば事業者に対し繰り返し注意喚起を行う。また、同様の事案が頻発するようなことがあれば、国と協議を行い、現行の枠組みの中で、事業者に対してより強い指導ができるか検討していくこととする。

1-(5) 芦屋市の集合住宅における駐車施設の附置基準の見直し

根拠法令等	(芦屋市)芦屋市住みよいまちづくり条例							
提案内容 (株式会社横山建築事務所)								
<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市では、芦屋市住みよいまちづくり条例において、集合住宅や単身者共同住宅における駐車場の設置台数について、住戸の戸数に応じた下限台数が定められている。 ・芦屋市の基準を、近隣の阪神間の近隣市と比較した場合、近隣市に比べ、駐車台数を多く確保する必要がある規定となっている。また、近隣の西宮市や尼崎市については、敷地の規模が小さい場合や、住戸戸数が少ない場合は、駐車場を設置しないことも可能となっているが、芦屋市についてはそのような規定がない。 ・芦屋市に住みたいと思われる方も多いことから、集合住宅等の建築を望まれる事業主が多くおられるが、極小地等での土地利用を考えた場合、駐車場の設置台数の基準を満たすことが困難であり、商業系地域内での土地利用の妨げとなっている。 ・車を必要としない方が増えてきており、駐車台数の設置台数について緩和を行えば、高度な土地利用が可能となり、地域の活性化にもつながる考えることから、芦屋市における集合住宅等における駐車場の設置台数の基準について、見直しを検討いただきたい。 								
規制の状況								
○芦屋市及び近隣市町(西宮市、尼崎市、神戸市)の主な駐車施設附置基準								
集合住宅(単身者用を除く一般用)の場合								
附置率	芦屋市		西宮市		尼崎市		神戸市	
	商業・近隣商業	商業・近隣商業	商業・近隣商業	商業・近隣商業	商業・近隣商業	住居専用	住居・工業	商業・近隣商業
5%								10~29戸
15%							10~29戸	30~69戸
25%						10~29戸		70戸以上
30%							30~69戸	
35%			全戸					
45%						30~69戸	70戸以上	
50%	5戸未満	5戸未満			10戸以上	10戸以上		
60%		5戸以上	50戸以下					
65%						70戸以上		
80%	5~100戸		51~124戸					
100%	101戸以上		125戸以上					
その他 緩和措置等	・計画戸数の20%は敷地外可能 ・平置き駐車場のうち、一定の基準を満たすものは1台を2台と見なすことが可能。(外来用及び敷地外に設ける駐車場には適用しない)		・必要台数の1/2は敷地外可能 ・敷地面積が500㎡未満又は住戸数が10戸未満の場合は、上記適用除外(駐車場の附置義務無し)		・戸数毎に一定台数(商業・近隣商業地域の場合は全台数)は敷地外可能		・全台数敷地外可能	
条例等所管部局等の回答 (芦屋市)								
<p>【現行の制度運用を維持】</p> <p>風光明媚な優れた住宅都市として発展してきた芦屋市では、市民とともに守り育ててきた、住宅都市としての環境を維持するため、平成12年3月に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を制定し、住環境の維持、保全及び育成に取り組んでいる。同条例に基づく取組により、現在、路上駐車のない、敷地内に駐車施設が確保できている利便性に優れた住環境を目指している。</p> <p>提案内容の集合住宅における駐車施設の附置基準の緩和については、路上駐車が発生等による住環境の悪化が懸念されることや、市内にお住いの方からも規制緩和を求める声がないことから、芦屋市としては現行の基準を維持することが適当と考える。</p> <p>なお、同条例の駐車施設の附置基準については、必要に応じて見直しを行ってきており、平成27年には、平置き駐車場のうち、一定の基準を満たすものは1台を2台と見なすことを可能とする改正を行ったところである。</p>								
審議の結果等								
<p>現行の制度運用を維持</p> <p>・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。</p>								

2-(1) ばい煙等を発生する指定施設、特定施設の設置に係る氏名等変更届の見直し

根拠法令等	環境の保全と創造に関する条例								
提案内容（関西電力送配電株式会社）									
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙等を排出、発生、飛散させる施設を有する工場等を設置する場合や、作業を行う場合は、環境の保全と創造に関する条例により、知事の許可や知事への届出が必要である。 ・上記の許可申請及び届出においては、氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者名、工場等の名称、所在地などを記載する必要があり、これらは変更が生じた場合、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。 ・しかし、法人の場合、代表者は定期的(約2～3年毎)に変更される場合があり、その場合、その都度代表者名の変更手続が必要で、申請者の負担となっている。 ・申請者の負担軽減等のため、①代表者名変更については届出を不要にする、又は②当初の申請や届出の際に、法人の場合は代表者氏名ではなく、法人名・役職名での提出を認めるなど、手続の簡素化を検討頂きたい。 									
規制の状況									
○「環境の保全と創造に関する条例」におけるばい煙等発生施設の設置に係る許可、届出について									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="140 741 655 784">設置等の許可、届出</th> <th data-bbox="655 741 1225 784">許可、届出事項の変更</th> </tr> <tr> <th data-bbox="140 784 655 826">区分</th> <th data-bbox="655 784 1225 826">許可、届出事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="140 826 655 1059"> [条例第36条第1項] 公害が著しい区域など知事が指定する指定区域内において、ばい煙等を排出、発生、飛散させる規則で定める施設（指定施設）を有する工場等の設置しようとする者 →知事の許可が必要 </td> <td data-bbox="655 826 1225 1059"> [条例第36条第2項] ・氏名又は名称、住所、法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・業種、作業の種類及び方法 ・建物の構造及び配置 など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 1059 655 1339"> [条例第43条第1項] 工場等で、著しくばい煙等を排出、発生、飛散させる施設又は作業であつて規則で定めるもの（特定施設等）を設置し、又は行おうとする者 →知事への届出が必要 </td> <td data-bbox="655 1059 1225 1339"> [条例第43条第1項] ・氏名又は名称、住所、法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・施設にあつては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 ・作業にあつては、その方法 など </td> </tr> </tbody> </table>		設置等の許可、届出	許可、届出事項の変更	区分	許可、届出事項	[条例第36条第1項] 公害が著しい区域など知事が指定する指定区域内において、ばい煙等を排出、発生、飛散させる規則で定める施設（指定施設）を有する工場等の設置しようとする者 → 知事の許可が必要	[条例第36条第2項] ・氏名又は名称、住所、 法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・業種、作業の種類及び方法 ・建物の構造及び配置 など	[条例第43条第1項] 工場等で、著しくばい煙等を排出、発生、飛散させる施設又は作業であつて規則で定めるもの（特定施設等）を設置し、又は行おうとする者 → 知事への届出が必要	[条例第43条第1項] ・氏名又は名称、住所、 法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・施設にあつては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 ・作業にあつては、その方法 など
設置等の許可、届出	許可、届出事項の変更								
区分	許可、届出事項								
[条例第36条第1項] 公害が著しい区域など知事が指定する指定区域内において、ばい煙等を排出、発生、飛散させる規則で定める施設（指定施設）を有する工場等の設置しようとする者 → 知事の許可が必要	[条例第36条第2項] ・氏名又は名称、住所、 法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・業種、作業の種類及び方法 ・建物の構造及び配置 など								
[条例第43条第1項] 工場等で、著しくばい煙等を排出、発生、飛散させる施設又は作業であつて規則で定めるもの（特定施設等）を設置し、又は行おうとする者 → 知事への届出が必要	[条例第43条第1項] ・氏名又は名称、住所、 法人にあつては、その代表者氏名 ・工場等の名称、所在地 ・施設にあつては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法 ・作業にあつては、その方法 など								
条例等所管部局等の回答(水大気課)									
【現行の制度運用を維持】 <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙等を発生する施設の設置者等の情報を常時的確に把握しておくことは、責任者を明確にした上で、規制基準の遵守に関する行政指導・行政処分・罰則の適用等、実効ある規制を行うために必要である。 ・法人(株式会社)については、会社法により、代表者(代表取締役)が業務に関する一切の権限を有することとなっているため、法人名や所属、役職ではなく、権限を有している者の氏名を把握しておく必要がある。 ・また、ばい煙等を発生する施設については、関係法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法等)に基づき知事への設置届等が必要であるが、県条例と同様、法人の代表者氏名の変更があつた場合は、氏名の変更届が必要となっている。 ・今後はそれら法令の見直し等を注視し、適切に対応していく。 									
審議の結果等									
現行制度運用を維持 <ul style="list-style-type: none"> ・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。但し、代表者名の把握の方法については、今後、法人登記簿謄本を自治体が電子で自由に閲覧できるようになれば、事業者の法人代表者名の届出を省略することも考えられるため、こうした国の電子化の動きや、関係法令の見直し等も注視しながら、中期的に検討を行うべきである。 									

2-(2) 河川、水路を占有する際の占有許可申請の要否の明確化

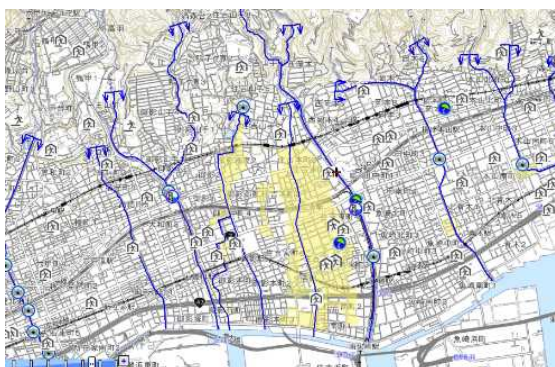
根拠法令等	[河川](国)河川法、河川敷地占有許可準則 [水路](※水路占有に関する各市町の規定)
提案内容（関西電力送配電株式会社）	
<ul style="list-style-type: none"> 河川・水路付近に電柱を設置する場合や、河川・水路上空に電線を架ける場合など、河川・水路を占有しようとする場合は、管理者である県または各市町長から許可を受けなければならない。 しかし、占有しようとする場所が、占有許可申請が必要な箇所かどうかを判断するための明確な確認ツールがないため、県または各市町の担当部署に申請の要否をその都度確認する必要があり、時間を要し、申請者の負担となっている。 一方、西宮市や尼崎市では、境界を含め必ずしも正確な位置を示す精度のものではないものの、水路等の位置が明示されたマップ(西宮市水路指定図、尼崎市水路網図)がインターネット上で公表されており、占有許可申請が必要な箇所かどうかを迅速に判断することが一定可能となっている。 申請に必要な河川または水路の境界も含めた位置が明示されたマップが事前に公表されておれば、申請者、管理者双方の協議時間の削減による省力化が図られることから、県下全域で申請が必要な河川・水路等が明示されたマップを事前に公表することについて検討頂きたい。 	

規制の状況

○河川・水路位置の確認方法（現状）

区分	事業者が占有許可申請に必要な河川や水路かどうかを確認する方法
河川(県管理)	<ul style="list-style-type: none"> 県土木等事務所の窓口、ファックス等にて個別に確認。 ※兵庫県 CG ハザードマップで河川の位置については「県管理河川位置図」として公表済 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/(トップページ>洪水ハザードマップを選択)
水路(市管理)	<ul style="list-style-type: none"> (全市町)市町窓口や電話等で個別に確認。 (西宮市、尼崎市) HP 上で水路位置を公表(西宮市水路指定図、尼崎市水路網図)、事業者自らが水路の位置をデータベースから検索し確認可能。(※尼崎市は R3.8 からマップを公表) (明石市) 庁舎内設置の端末で、事業者自らが水路の位置をデータベース*から検索し確認可能。 ※西宮市、尼崎市、明石市とも、データは必ずしも正確な位置を示す精度のものではない。

(参考) 兵庫県 CG ハザードマップ



(参考) 西宮市水路指定図



(参考) 尼崎市水路網図



※いずれも境界まで明示したのではなく、正確な位置を示す精度のものではない。

[河川（県管理）]

【現行の制度運用を維持】

- ・ご提案内容の実現例として挙げられている「西宮市水路指定図」等と同等の図面は、既にインターネット上に「県管理河川位置図」として公表しており、そちらを活用いただきたい。
- ・ご提案では、さらに詳細な境界位置を示すマップの公表を求められているが、①約 6,600km にわたる県管理河川両岸の境界を示したマップは現時点で無く、②マップを新たに作成するとしても膨大な境界延長が対象となるため、対応は難しい。

[水路（市町管理）]

【その他（各市町に対し、水路位置のマップ化を行っている市町の事例について情報提供を行う。）】

- ・水路マップの作成の可能性について、ヒアリングした結果、水路位置の現況の把握が困難な事や、年間の水路占用許可件数が少ないことなどから、「マップ作成の予定なし」と考える市町がある一方、「取組が進んでいる市町の状況等も調査の上、マップ化を検討したい」と考える市町もあった。
- ・但し、現在マップを公表している西宮市、尼崎市のマップも、境界の明示までされた正確な位置を示す精度のものではなく、費用対効果の観点から、境界の明示まで含めたマップの作成は困難と考える。
- ・各市町によって、水路位置の現況の把握状況や水路許可申請件数などが異なるため、マップの作成について、統一の方針を示すことは困難であるが、西宮市、尼崎市などの先進事例について、各市町に情報提供を行い、マップ作成を促していく。

審議の結果等

[河川（県管理）]

現行の制度運用を維持

- ・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持とする。

[水路（市町管理）]

その他

- ・回答方針のとおり、先進事例について各市町に情報提供を行い、マップ作成を促していく。

2-(3) 建設工事における入札参加資格審査申請の見直し

根拠法令等	[法令]地方自治法施行令 (県)[告示]一般競争入札等に参加する者に必要な資格等
提案内容 ((一社) 兵庫県建設業協会)	
<p>・国や各自治体の工事の入札に参加するためには、国や各自治体にそれぞれ入札参加資格申請を行い、入札に参加する資格を有する者として登録を受ける必要がある。</p> <p>〔※兵庫県が行う入札の参加者の資格については、地方自治法施行令の規定のほか、県告示等で定められており、当該資格審査の申し込みは、知事に申請することとなっている。〕</p> <p>・このため事業者は、入札を希望する国や自治体毎に、入札参加資格申請に必要な書類を揃え、提出する必要があることから、事務量が膨大となり、事業者の大きな負担となっている。</p> <p>・自治体の枠を超えて事業を行っている事業者も多いことから、申請書類の提出先を国に一元化し、申請書類を提出する際に、入札を希望する自治体を選択出来るようにするなど、事業者の事務負担が軽減するよう、入札参加資格審査申請手続の見直しを検討いただきたい。</p>	
規制の状況	
【地方自治法施行令(抜粋)】	
<p>第 167 条の 5 <u>普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。(略)</u></p> <p>(指名競争入札の参加者の資格)</p> <p>第 167 条の 11 第 1 6 7 条の 4 の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。</p> <p>2 <u>普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。(略)</u></p>	
【(県)[告示]一般競争入札等に参加する者に必要な資格等(抜粋)】	
<p>(入札参加資格審査の申請等)</p> <p>第6 工事又は製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、(略) <u>入札参加資格審査申請(略)を、別に定める方法により、別表の入札参加資格審査の申請時期に、知事に行わなければならない。</u></p>	
○県建設工事における入札参加資格審査申請時の提出書類(主なもの)	
(1) 全ての申請者が提出する必要がある書類(6種類)	
No	提出書類名
1	総合評定値通知書(写し)
2	建設業許可申請書、営業所一覧表、建設業許可通知書又は建設業許可証明書(いずれも写し)
3	工事経歴書
4	消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可)
(2) 兵庫県内に本社(店)、支店又は営業所等を有する場合に提出する必要がある書類(1種類)	
5	県税に係る納税証明書(写し可)又は建設工事入札参加資格申請に係る兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書
(3) 希望する工種により提出する必要がある書類(23種類)	
6	工事施工能力が確認できる資料(必要機器や船舶等の所有、工場を確認できる書類等)
7	誓約書(機器・船舶のリース等継続使用契約書を提出する場合で、契約期間に、名簿有効期間の一部又は全部を含んでいない場合)
(4) 技術・社会貢献評価数値の加点希望をする場合に提出する必要がある書類(21種類)	
8	公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」(写し)及び「NETIS登録のお知らせ」(写し)など
9	兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証(写し)、雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証(写し))
10	【報告義務がある場合】障害者雇用状況報告書(写し)
11	ISO9001に係る登録証(写し)
12	ISO14001又はエコアクション21認証にかかる登録証(写し)
など	

【その他】

本県の建設工事入札参加資格者名簿の作成に当たっては、地域に貢献する建設業者を評価・育成するため、経営事項審査の総合評定値(完成工事高、技術者の数、資本の額その他経営の規模及び状況などにより算定)に加え、技術力や社会貢献活動を評価する本県独自の「技術・社会貢献評価数値」を導入している。(※他府県や県内市町においても、それぞれ独自の評価項目を設定し、建設業者の評価を行っている。)

このため、県の入札参加資格審査に必要な申請書類の中には、県独自に提出を求めている申請書類もあることから、ご提案内容のように、申請書類の提出先を全て国に一元化することは困難であるが、申請書類のうち、総合評定値など全国共通の内容は提出先を国に一元化し、各自治体独自に設定する多種多様な技術・社会貢献評価数値や兵庫県内の支店情報等に関する申請書類の提出先は従来どおり各自治体とすることができれば、ご提案内容への対応は一定可能と考える。

しかし、実施にあたっては、①国が保有する申請情報を各自治体が使用できるように、国の入札参加資格申請システムを各自治体の同システムに連携させるなどのシステム改修、②名簿の更新時期の相違(国：4月、県：10月)の解消、③他の事業者団体の意向を確認することなどが必要となる。このため、まずは、国、他の自治体等と調整を図る。

なお、本県では入札参加資格審査申請に電子申請システムを導入し、申請者の負担軽減を図っている。また、現在、国においても、入札参加資格審査申請の簡素化に向け、申請書の標準様式の作成が進められていることから、今後はそれらの動向も注視し、取組を進めていく。

審議の結果等

その他

・回答方針のとおり、全国共通の申請書類の提出先を国に一元化することについて、国、他の自治体等と調整を図る。また、現在、国で入札参加資格審査申請の簡素化に向け、申請書の標準様式の作成が進められていることから、それらの動向も注視し、取組を進めていく。

3-(1) 土地改良事業用地における後継者住宅建設に係る農地転用許可要件の見直し

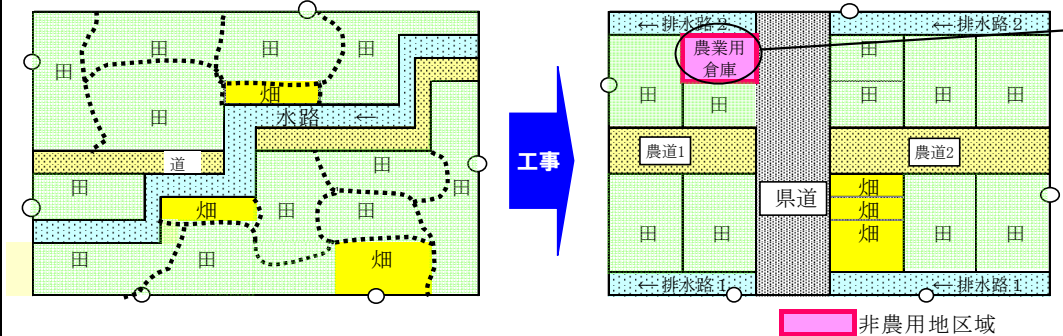
根拠法令等	(国)農地法、農地法施行規則
提案内容 (洲本市農業委員会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・農地を農地以外のものにする場合は、農地法に基づき知事(大臣が指定する市町村の区域内にあつては市町村の長の)の許可を受けなければならない。 ・農地は、営農条件や市街地化の状況等により5種類に区分されるが、このうち生産性の高い優良農地である、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地の転用については、農地転用が原則不許可とされており、例外的に許可できる事由が、農地法施行規則で定められている。 ・例外的に許可ができる事由の1つに、「(土地改良事業計画で)非農用地区域と定めた区域内にある土地を、土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」(施行規則第37条第5号)が定められている。 ・しかし、過去に策定した土地改良事業計画で、「農業用倉庫」に供するとして非農用地設定を行った土地を農業用倉庫として供さず、事業完了後、土地所有者の子供が地元でUターンすることから、「後継者住宅」の目的で農地転用しようとしても、「土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に合致しないため、転用が出来ない状況にある。 ・また、施行規則第33条第4号において、集落に接続する農地については、例外的に住宅への転用が認められることとなっているが、上記非農用地設定した土地は、集落に接続していないため、同規定にも合致しない。 ・土地改良事業計画を策定した時点から、年月が経過すれば状況が大きく異なる場合もあり、農業の後継者問題の解消や農業を含む地域の活性化を図るためにも、転用目的が後継者住宅の場合は、当初、土地改良事業計画で非農用地に位置づけた土地について、計画に定めた用途に関わらず、住宅への転用が可能となるよう見直しを検討いただきたい。 	

規制の状況

○農地転用許可制度の概要

	農地区分	許可の方針
(生産性の高い優良農地)	農用地区域内農地	原則不許可 ※例外的許可事由に該当した場合に許可
	甲種農地	
	第1種農地	
(小集団の未整備農地、市街地近郊農地)	第2種農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
	第3種農地	
(市街地の農地)	第3種農地	原則許可

○土地改良事業における農地転用について



土地改良事業計画で非農用地に位置づけた土地を、計画に定めた用途に供する場合は農地転用が可能。
 ※「農業用倉庫」として非農用地設定した土地の場合、目的が違う「後継者住宅」へは農地転用不可

【現行の制度運用を維持】

○優良農地における農地転用許可について

農地法上、優良農地（農用区域内農地、甲種農地、第1種農地）における農地転用は原則不許可とされており、例外的に許可出来る「例外的許可事由」が定められている。

本案件の対象地は第1種農地であり、第1種農地の例外的許可事由には、①農業用施設（農業用倉庫、温室、畜舎等）としての転用、②土地改良事業計画に定められた用途に供する行為、③集落接続（既存集落に接する住宅としての転用）の住宅建設、等が定められている。

①農業用施設としての転用が認められるのは、農業用施設が農業に資する施設であり、周囲の営農への支障も極めて少ないため、②土地改良事業計画の用途に供する行為が認められるのは、農地法等関連制度との調整が済んでいる非農用地が設定されているため、③集落接続の住宅建設が認められるのは、「住宅建設による集落の発展が地域の農業の振興に資する」「縁辺部での住宅建設となり、周囲の営農への支障も少ない」ためとされている。

○優良農地における住宅建設にかかる農地転用許可について

第1種農地における住宅建設については、集落接続の場合に限り、住宅の種類（一般住宅、農家住宅、後継者住宅等）を問わず、例外的に農地転用が認められている。

一方、集落に接続しない住宅建設は、集団農地を蚕食し、農地の集団化や周囲の営農への支障（日照・用排水等）を生じさせること等から農地転用が認められていない。また、景観上（虫食い状況）、防災上（遊水池としての活用等）などの視点から支障が生じる恐れも指摘されている。なお、住宅建設は、農業用倉庫の建設に比べ、生活排水の流出や夜間に光が漏れ出ることによる病害虫誘引、エアコン室外機が排出する風や熱による影響など、周囲の営農への支障も大きい。

これらのことから、集落に接続しない優良農地における住宅建設は、たとえ後継者不足の解消に資するとしても、集団農地を蚕食し、農地の集団化や周囲の営農への支障を生じさせる恐れ等がある点では、他種類の住宅建設と同様であり、後継者住宅の建設のみを異なる扱いとする理由がない。

以上から、後継者住宅の建設にあたっては、集落接続農地や第2種農地・第3種農地など、他の場所での建設をご検討いただきたい。

〔土地改良事業計画における非農用地設定について〕

土地改良事業計画で非農用地の位置や用途を設定する際には、農地法等の関連制度との調整を行うこととされており、農地転用の許可見込みがあることが必須となっている。

本案件の場合、当該農地（第1種農地）が非農用地として設定されたのは、第1種農地の例外的許可事由である農業用施設としての農業用倉庫建設が目的であり、農地転用の許可見込みがあったためである。

審議の結果等

現行の制度運用を維持

・回答方針のとおり、現行の制度運用を維持する。

4-(1) 行政手続における保証人の必要性について

1 検討の経緯

- ・昨年度の規制改革推進会議の「行政手続における押印の見直し」の議論の中で、学校入学時の手続において、誓約書に、親以外の第3者に保証人として押印を求めているケースがあることが判明した。
- ・学校入学時の誓約書への押印については全て廃止されたものの、そもそも、各種手続で保証人を求める必要があるのかを検討するため、今年度の横断的テーマとして採用。
- ・学校入学時の誓約書のほか、保証人を求めている手続について、その必要性を検討する。

2 保証人を求めている手続

- ・保証人を求めている手続について調査した結果、「資金貸付に関する手続」「許認可に関する手続」「学校入学時の手続」において、計25手続で保証人を求めている[別紙]。

(保証人を求める手続)

区分	手続数
資金貸付に関する手続	15 手続
許認可に関する手続	1 手続
学校入学時の手続	9 手続
計	25 手続

(その他)

- ①保証人ではないが、県立高等学校などの学校入学時の手続（3手続）で、保護者とともに生徒に諸規則の遵守等を促すよう努める後見する者を求めている。
- ②近年、保証人を廃止した手続として、県営住宅入居手続（R2年度から廃止）の1手続があった。

(1) 資金貸付に関する手続（15手続）

各種資金貸付事業における貸付時に、保証人（連帯保証人）を求めている。

○連帯保証人を求めている手続

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ①兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続 | ②兵庫県私立専修学校高等課程(3年制)入学資金貸付手続 |
| ③公衆衛生医学生等修学資金貸与手続 | ④母子父子寡婦福祉資金貸付手続 |
| ⑤兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続 | ⑥兵庫県特定専門医研修資金貸与手続 |
| ⑦看護師学生等修学資金貸与手続 | ⑧離職者生活安定資金融資 |
| ⑨林業・木材産業改善資金貸付手続 | ⑩沿岸漁業改善資金貸付手続 |
| ⑪病院局医師修学資金貸与手続 | ⑫病院局地域医師修学資金貸与手続 |
| ⑬病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続 | ⑭病院局看護師修学資金貸与手続 |
| ⑮粒子線治療資金貸付手続 | |

○連帯保証人の役割

- ・借主と同様の返済義務を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。

<連帯保証人の必要性等について>

- ・民間金融機関等の貸付においても、一般的には連帯保証人が求められており、貸付金の確実な回収を行うために、連帯保証人は必要である。

(2) 許認可に関する手続（1手続）

採石法に基づく岩石採取計画の認可にあたり、保証人（連帯保証人）を求めている。

○連帯保証人を求めている手続

〔①岩石採取跡地整備等連帯保証手続〕

○連帯保証人の役割

- ・採石業者が、採取跡地整備、緑化、災害防止措置を履行しない場合、当該業者に代わって措置を履行する義務を負う。

[採掘跡地]



[緑化済み]



※左の写真とは別箇所

↑ この場合、掘削跡の埋戻し(黄)及び法面緑化(赤)が必要

<連帯保証人の必要性等について>

- ・採石業者の倒産等により岩石採取跡地が放置された場合、災害発生の危険性が高まるとともに景観悪化を招くこととなることから、これらの未然防止のため、連帯保証人は必要である。
- ・当該手続では、多くの道府県でも、第三者による措置の担保として保証制度が設置されている。(全国31の道府県で保証が必須 (H29年度岐阜県調査結果より))

(3) 学校入学時の手続 (9手続)

総合衛生学院、職業能力開発校 (5校)、農業大学校、森林大学校、淡路景観園芸学校の入学時の誓約書において、「保証人」を求めている (保証人は保護者でも可)。

○保証人を求めている手続

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ① 県立総合衛生学院入学誓約書 | (※全ての者について保証人必要) |
| ② 県立神戸高等技術専門学院入学誓約書 | (※20歳以上は保証人不在でも可) |
| ③ 県立ものづくり大学校入学誓約書 | (※20歳以上は保証人不在でも可) |
| ④ 県立但馬技術大学校入学誓約書 | (※20歳以上は保証人不在でも可) |
| ⑤ 県立障害者校等技術専門学院入学誓約書 | (※全ての者について保証人必要) |
| ⑥ 兵庫障害者職業能力開発校入学誓約書 | (※20歳以上は保証人不在でも可) |
| ⑦ 県立農業大学校入学誓約書 | (※全ての者について保証人必要) |
| ⑧ 県立森林大学校入学誓約書 | (※全ての者について保証人必要) |
| ⑨ 淡路景観園芸学校入学誓約書 | (※全ての者について保証人必要) |

○保証人の役割

- ・ 学生本人に諸規則を守らせること。
- ・ 在学中の器物破損等による損害賠償や授業料などの金銭補償。

※各校とも、入学誓約書の様式 (次頁参照) で、保証人は「本人の身上について一切のことを引き受ける」としている。また、各校とも保証人に求められる具体的な役割について、文書での説明はしていない。

(近年の状況の変化)

※民法改正に伴う個人根保証契約の保証人の責任等の見直し

- ・ 金銭債務に係る保証については、民法改正 (H29.6月公布、R2.4施行) により、保証人の保護の観点から、極度額 (保証人が支払の責任を負う金額の上限) を定めていない個人根保証契約は無効とされた。

→ 県立大学では、令和2年度まで、学校に対する一切のことに引き受ける保証人を求めていたが、民法が改正されたこと、補償内容の明確化が求められていたこと、大学では金銭保証を求める実質的意味がないことを踏まえ、誓約書の様式から保証に関する内容を外し、学則等の遵守等の本人誓約に対する指導監督の約束を求める内容に見直し。

<保証人の必要性等について>

(課題1)

- ・ 誓約書への署名をもって保証人となることを求めているが、誓約書の様式が、「保証人は、本人の身上について一切のことを引き受けます」となっており、抽象的な表現で学校が求める具体的な保証内容が分かりにくいものとなっている。
- ・ 金銭債務の保証を求めているが、極度額の定めがないため、見直しが必要。

(課題2)

- ・ 未成年のみ保証人を求めている学校がある一方、入校生一律に保証人を求めている学校もある。
- ・ 保証人に保証を求めた実績がない学校もあることから、実績等も踏まえ保証人の必要性について検討が必要。

(4) その他

- ①保証人ではないが、学校入学時に、保護者とともに生徒に諸規則の遵守等を促すよう努める後見する者を求める手続（3手続）。

県立高等学校、県立高等学校通信課程、県立特別支援学校高等部の入学時の誓約書において、保護者とは別に「後見する者」を求めている。

○後見する者を求めている手続

- ①県立高等学校入学許可に伴う誓約書
- ②県立高等学校通信制課程入学許可に伴う誓約書
- ③県立特別支援学校高等部入学許可に伴う誓約書

○後見する者の役割

- ・保護者とともに、当該生徒に対して諸規則の遵守と自覚ある行動を促す。
- ・保護者と連絡が取れないなど不測の事態が生じた場合に、当該生徒の保護・監護について学校長の相談を受ける。
- ・保護者による授業料等の未納が続く場合に、学校長の保護者への納付連絡に協力する。（後見する者が、金銭債務を負うものではない。）

※令和2年度までは「保証人」という名称であったが、県教委が求める役割と乖離していたことや「身元保証人」と混同される事案もあったことから、令和3年度から、役割に即した「後見する者」に名称を変更。

※入学誓約書の様式(次頁参照)で、後見する者は「生徒に対して諸規則を守らせ、生徒に自覚ある行動を促すよう努めます」としている。また、「後見する者」に求められる具体的な役割については、入学の手引きに説明文を挿入するなどにより周知するとともに理解促進を図っている。

※実際に様々なケースで保護者と連絡がとれない場合に、学校から「後見する者」に対応をお願いしている。

(使用例)

- 生徒の怪我や急病が発生し、至急、連絡が必要にもかかわらず保護者と連絡が取れない場合、「後見する者」に連絡。
- 不登校生徒の状況把握にあたり、保護者・生徒ともに所在不明な場合、「後見する者」に所在確認を依頼 など

②近年、保証人を廃止した手続（1手続）

ア 県営住宅入居手続

住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、住宅セーフティネットの中核を担う県営住宅において、保証人を確保できないため入居できないといった事態が生じないように、令和2年4月1日、連帯保証人制度を廃止。

（主な廃止理由）

- ・今後、身寄りのない高齢者や近親者がいない若年夫婦等の増加が見込まれ、入居に際し連帯保証人の確保することが一層困難となると見込まれること。
- ・連帯保証人制度を存置し、免除規定の拡充や連帯保証人を確保できない理由書等により入居を認めるとしても、連帯保証人を確保できない場合に自らの判断で入居を諦めてしまう者が残存する懸念があり、保証人を確保できないために入居できないといった事態を完全には排除できないこと。
- ・県では、全市町と連携した生活保護世帯の代理納付、口座振替の徹底等の取組を行い、収納率の向上を目指しているが、その結果、連帯保証人の有無による滞納割合はいずれも3%前後と差異がなく、収納率は、同程度の公営住宅を有する都道府県と比較しても高い水準にあり、連帯保証人を廃止した場合においても滞納増加の懸念は少ないこと。

（参考）国の方針等

（1）公的住宅の供給等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（総務省 H30.1.23）

公営住宅は、国土交通省において、住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴うとされる高齢者や障害者、生活保護受給者等が保証人を確保できないことにより入居辞退した例がみられ、その機能を十分に発揮しているとはいえない状況にある。国土交通省は、公営住宅への入居希望者の円滑な入居の促進を図る観点から、保証人の確保が困難な者に対する支援を充実させるため、都道府県等における保証人の確保に関する実態を的確に把握するとともに、都道府県等に対し保証人免除の特例措置や法人保証に関する情報提供等を行う必要がある。

（2）公営住宅への入居に際しての取扱いについての通知（国土交通省 H30.3.30）

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと考える。

各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いする。

【規制改革推進会議意見】

1. 資金貸付に関する手続（15手続）及び岩石採取跡地整備等連帯保証手続（1手続）について、
 - ・貸付金の確実な回収や、安全対策工事等の確実な履行が求められることから、現時点で保証人は必要と考えられる。
2. 学校入学時の手続（9手続）について
 - ・近年、保証人に保証を求めた実績がなく、形骸化の状況が見られる学校もあることから、県立大学の状況なども参考に、保証人の廃止を含めた見直しを検討すべきである。
 - ・引き続き、保証人を求める場合は、未成年等の在校中の損害賠償の責を本人のみに負わせることが適当でない者などに限るなど、保証人を求める入校者の範囲について検討すべきである。
 - ・また、誓約書様式が、保証人となる者が何についてどこまで保証することとなるのか分からないものとなっていることから、保証人となる者がどのような義務を負うのかが明確になるよう、民法改正（R2.4月施行）の趣旨も踏まえ見直しをすべきである。

保証人を求めている手続

別紙

(1) 資金貸付に関する手続(15手続)

No	手続名	根拠規定	保証人の役割	保証人にその役割を果たすよう求めた実績	その他	所管部局
1	兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	連帯保証人への返済の請求：R2年度110件(うち4件が返還あり)		企画 県民
2	兵庫県私立専修学校高等課程(3年制)入学資金貸付手続	兵庫県私立専修学校高等課程(3年制)入学資金貸付事業実施要綱	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		企画 県民
3	公衆衛生医学生等修学資金貸与手続	公衆衛生医学生等修学資金貸与規則	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		健康 福祉
4	母子父子寡婦福祉資金貸付手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	連帯保証人への返済の請求：38件		健康 福祉
5	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		健康 福祉
6	兵庫県特定専門医研修資金貸与手続	兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		健康 福祉
7	看護師学生等修学資金貸与手続	看護師学生等修学資金貸与規則	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		健康 福祉
8	離職者生活安定資金融資	兵庫県離職者生活安定資金融資制度要綱	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件	連帯保証人が確保できない場合は(社)日本労働者信用基金協会等の保証制度への加入を義務づけている。	産業 労働
9	林業・木材産業改善資金貸付手続	兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		農政 環境
10	沿岸漁業改善資金貸付手続	兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件	連帯保証人が確保できない場合は、知事が適当と認める物件を担保として提供することを義務づけている。	農政 環境
11	病院局医師修学資金貸与手続	病院局医師修学資金貸与規程	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		病院 局
12	病院局地域医師修学資金貸与手続	病院局地域医師修学資金貸与規程	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		病院 局
13	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		病院 局
14	病院局看護師修学資金貸与手続	病院局看護師修学資金貸与規程	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		病院 局
15	粒子線治療資金貸付手続	粒子線治療資金貸付規程	連帯保証人として、借主と同様の弁済責任を負い、借主の債務不履行があった場合は借主に代わって直ちに返済する義務を負う。	R2年度0件		病院 局

(2) 許認可に関する手続(1手続)

No	手続名	根拠規定	保証人の役割	保証人にその役割を果たすよう求めた実績	その他	所管部局
16	岩石採取跡地整備等連帯保証手続	兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	連帯保証人として、採石業者が採取跡地整備、緑化及び災害防止措置を履行しない場合、当該業者に代わって措置を履行する義務を負う。	※現在、事業中止となった2採取場について、連帯保証人となっている団体等が自ら措置を実施		県土整備

(3) 学校入学時の手続(9手続)

No	手続名	根拠規定	保証人の役割	保証人にその役割を果たすよう求めた実績	過去5年間の授業料等の支払い不履行の発生状況等	所管部局
17	県立総合衛生学院入学誓約書による保証手続	兵庫県立総合衛生学院入学、転入学、退学、転学、休学及び復学に関する規程	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、授業料等の支払い不履行があった場合の支払い義務や、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。	R2年度1件 (R元年度の滞納案件)	・R元年度に1件の授業料滞納が発生、本人及び保証人への請求を継続中。	健康福祉
18	県立ものづくり大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立職業能力開発校運営規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。 ※20歳以上は保証人不在でも可(19歳以下は保証人必須)としている。	R2年度0件	・授業料は徴収していない。 ・その他、損害賠償等を請求する案件は発生していない。	産業労働
19	県立但馬技術大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立職業能力開発校運営規則、兵庫県立但馬技術大学校管理規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、授業料等の支払い不履行があった場合の支払い義務や、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。 ※20歳以上は保証人不在でも可(19歳以下は保証人必須)としている。	R2年度0件	・授業料等の支払い不履行は発生していない。	産業労働
20	県立神戸高等技術専門学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立職業能力開発校運営規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。 ※20歳以上は保証人不在でも可(19歳以下は保証人必須)としている。	R2年度0件	・授業料は徴収していない。 ・その他、損害賠償等を請求する案件は発生していない。	産業労働
21	県立障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。	R2年度0件	・授業料は徴収していない。 ・その他、損害賠償等を請求する案件は発生していない。	産業労働
22	兵庫障害者職業能力開発校(入学時)誓約書	兵庫障害者職業能力開発校運営規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。 ※20歳以上は保証人不在でも可(19歳以下は保証人必須)としている。	R2年度0件	・授業料は徴収していない。 ・その他、損害賠償等を請求する案件は発生していない。	産業労働
23	県立森林大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立森林大学校管理規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、授業料等の支払い不履行があった場合の支払い義務や、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。	R2年度0件	・H29.4月の開講以降、計11件の授業料等の支払い不履行が発生したが(H29年度3件、H30年度3件、R元年度5件、R2年度0件)、本人への督促を実施し、回収済み。現時点で未納はなし	農政環境
24	県立農業大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立農業大学校管理規則	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、授業料等の支払い不履行があった場合の支払い義務や、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。	R2年度0件	・授業料等の支払い不履行は発生していない。	農政環境
25	淡路景観園芸学校入学誓約書による保証手続	景観園芸研修履修規程	保証人として、生徒に規則を守らせる責任及び身元を引き受ける義務を負う。また、授業料等の支払い不履行があった場合の支払い義務や、器物破損等発生の際に賠償責任などが求められる。	R2年度0件	・授業料等の支払い不履行は発生していない。	県土整備

4-(2) 行政手続における押印、書面規制、対面規制の見直し

1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT 技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針」(R2.10.12)に基づき、引き続き押印の廃止・書面規制等の見直しを推進する。

2 押印の見直し

今年度は、国の法令等に基づく手続へ対象を拡大し、さらなる見直しを実施

(1) 見直しの状況

区分	①手続数	②廃止		存続も含め 引き続き 検討	押印 廃止率 (①/②)	
		廃止済	廃止予定			
県独自の手続	1,895	1,872	1,871	1※ ¹	23	98.8%
国の法令等に基づく手続	1,306	1,301	1,228	73※ ²	5	99.6%
合計	3,201	3,173	3,099	74	28 【別紙】	<u>99.1%</u>

※1 県独自の手続で廃止見込みの残り1手続(県立学校教職員出勤簿)は、R4.1に導入予定の「サービスシステム」の導入に併せて廃止予定

※2 73手続のうち35手続は年度内に廃止予定、その他38手続は国の法令等の改正時期未定

(2) 押印の存続も含め引き続き検討する手続(28手続)

以下の手続は、国における類似手続の見直し状況等も参考にして、引き続き検討

区分	県独自の手続	国の法令等に基づく手続	合計
印鑑登録証明書付き実印を求める手続	17	3	20
金融機関届出印を求める手続	4	1	5
その他の手続	2 (請願手続) (現金受領委任手続)	1 (契約手続)	3
合計	23	5	28

3 書面規制・対面規制の見直し

今年度は、オンライン化のモデル業務を選定し、抜本的な業務プロセスの見直しを実施した。その中で得られた見直しの成果について横展開を図るため、全庁で「見直し項目」を共有するなど、全ての行政手続を対象として書面規制等見直しの総点検に取り組んだ。

(1) 書面規制の見直し

対象手続 8,050 手続^{※3}について、以下のとおり様式・添付書類の見直しを実施

※3 R3 年度に実施した「行政手続の棚卸し調査」の結果 (16,758 手続) のうち、一連の手続 (例：同一補助金の申請・交付決定・実績報告・請求手続等) を統合した後の手続数

【主な見直し項目】

項目		説明
① 様式の見直し	申請様式等の統廃合	他の様式への項目の追加等により、一方の様式の廃止が見込める場合は、様式を統廃合する。
	申請様式等の記載項目見直し	省略しても事務に支障がない記載項目は、様式から削除する
	申請様式等を選択方式へ変更	様式の入力欄を自由記載からリストからの選択方式に変更することで、申請者の入力負担を軽減する。
	文書の公印押印を省略	文書の性質及び内容により公印が必須でない場合は、公印の押印は省略する。(文書のメール送付が可能になる。)
② 添付書類の見直し	必須ではない又は他の書面等で代替可能な書類の省略	省略しても事務に支障がない書類、他の提出書類で必要な確認が可能な書類、繰り返し申請等がある手続で前回の申請から内容の変更がない書類等は提出を省略
	本人確認書類 (原本) の見直し	証明書等の原本提出を求めている手続は、原本によらない他の本人確認方法へ見直しを行う。
	マイナンバー制度による情報連携	マイナンバー制度による情報連携が可能な証明書 (住民票・課税証明書等) は、情報連携の活用により原本提出を廃止する。

① 様式の見直し

見直し項目	手続数	主な手続・見直し内容
申請様式等の統廃合	156	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県営住宅駐車場利用の許可申請</u> 許可申請書に減免希望理由欄を追加し、減免申請書の様式は廃止 ・<u>「学ぼう災教育」の展開事業申請</u> 2種類ある申請様式の内容が重複するため、一方の様式は廃止 ・<u>補助金交付</u> 実績報告書の省略、複数回分の支払請求を1回の請求書に統合等
申請様式等の記載項目見直し	56	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ひょうご芸術文化元気プロジェクト事業申請</u> 手続に必須ではない共催等の依頼先等の項目を様式から削除
申請様式等を選択方式へ変更	13	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>南但馬自然学校出前講座申請</u> 講座実施会場の欄等について自由記載から選択方式に変更
規程に基づかない文書の公印押印を省略	325	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>消防設備士免状の再交付に係る照会</u> 規程に基づかない照会文書の公印押印を省略
計	550	

※一部の手続は、複数の見直し項目に含まれる。

② 添付書類の見直し

見直し項目	手続数	主な手続・見直し内容
必須ではない又は他の書面等で代替可能な書類の省略	101	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>商店街支援事業費補助事業申請</u> 前年から内容変更がない場合は、定款や名簿等の提出を省略 ・<u>県立病院医師修学資金被貸与者の医師免許取得届</u> 医師免許証の確認により医師免許取得届の提出を省略 ・<u>県営住宅使用の許可申請</u> 継続申請時に、前回の許可書の提出を省略
本人確認書類（原本）の見直し	12	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>開発許可申請</u> 印鑑証明書の添付は原本ではなく写しによることも可
マイナンバー制度による情報連携	10	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国公立高等学校等奨学給付金受給申請</u> マイナンバーの活用により、課税証明書等の提出を省略 ・<u>特定医療費（難病の医療費助成）の支給認定</u> マイナンバーの活用により、住民票等の提出を省略
計	123	

※一部の手続は、複数の見直し項目に含まれる。

(2) 対面規制の見直し

対面が必要な 532 手続（R3. 4. 1 時点）のうち 259 手続は、今年度にメール・郵送・Web 申請等による対応を可能とする見直しを実施

一方、以下の 273 手続は、引き続き見直しに向けて検討

区分	手続数	主な手続・見直し不可の理由
現地調査・確認や直接指導など対面によることが必要な手続	188	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>化製場等の設置の許可申請</u> 衛生上の危害発生防止等のため、対面による事前指導が必要 ・<u>クリーニング所開設の届出</u> 施設基準確認のため、現地調査が必要 ・<u>産業廃棄物処分業の許可申請</u> 廃棄物の飛散流出状況、騒音等について、現地確認が必要 ・<u>消防設備士免状の返納命令</u> 不利益処分のため、対面による聴聞手続き等が必要
対面によることを前提とした手続	46	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>不動産鑑定業者登録簿の供覧</u> 法令等で閲覧場所が規定されているため、対面による手続が必要 ・<u>衆議院議員小選挙区選出議員選挙に係る立候補手続</u> 法令で届出方法が規定されているため、対面による届出が必要 ・<u>時間外登庁者名簿</u> ・<u>会議傍聴申請</u>
対面によることが効果的な手続	39	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>林地開発の許可申請</u> 審査に要する図面等の書類が膨大であり、手続円滑化の観点から対面での確認が必要
計	273	

4 今後の方針

- ・ 押印については、国や他の自治体の動向、類似手続の見直し状況等を踏まえて、引き続き見直しを検討する。
- ・ 書面規制・対面規制については、内閣府が今後作成を予定している「書面・対面規制の見直しマニュアル」も参考としつつ、国の法改正等が必要な手続は国へ要望するとともに、見直し内容は全庁掲示板で共有して横展開を図る等、今後も各所属による不断の見直しを促進する。

【 参 考 】

行政手続に関する押印、書面規制等の見直し

作成年月日 令和2年10月12日

1 趣旨

行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、令和2年10月に策定した「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針」に基づき、全庁を挙げた取組を実施。

【行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針（抜粋）(R2.10.12)】

原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。

まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止（具体例）各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止 等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法(マイナンバーカード等)を整備

(2) 書面規制等の見直し

- 行政手続の原則オンライン化を進め、各種申請・届出・報告・通知など、行政手続の様式を標準化、添付書類を削減・簡素化
（具体例）電子申請共同運営システムの利用率向上、公共施設の利用申請等手続のオンライン化、手数料・利用料納付におけるキャッシュレス決済の導入 等

【規制改革推進会議意見】

- ・ 押印を求める3,201の手続のうち3,173手続（99.1%）の押印義務を廃止するなど、押印・書面規制・対面規制の見直しが進んでいる。
- ・ 行政手続の簡素化、県民の利便性向上を図るため、引き続き、デジタル化の障害となっている押印・対面規制・書面規制の見直しに取り組むと共に、行政手続のオンライン化を進めるべきである。

1 県独自の手続で押印の存続も含め引き続き検討する手続(23手続)

(1) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続(17手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
1	県税還付委任手続	県税管理事務処理要綱	法人代表者印 個人実印	納税者以外の者に還付する場合、納税者の厳格な意思確認が必要。
2	兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
3	消費者訴訟費用貸付手続	消費生活条例施行規則	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。
4	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
5	兵庫県特定専門医研修資金貸与手続	兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
6	公衆衛生医学生等修学資金貸与手続	公衆衛生医学生等修学資金貸与規則	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
7	看護師学生等修学資金貸与手続	看護師学生等修学資金貸与規則	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
8	母子父子寡婦福祉資金貸付手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
9	林業・木材産業改善資金貸付手続	兵庫県林業・木材産業改善資金事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
10	沿岸漁業改善資金貸付手続	沿岸漁業改善資金貸付規則	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。
11	官民有地境界協定申請手続	官民有地境界協定事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	官民有地境界協定の申請書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。
12	岩石採取跡地整備等連帯保証手続	兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	法人代表者印 個人実印	連帯保証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
13	粒子線治療資金貸付手続	粒子線治療資金貸付規程	個人実印	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
14	病院局医師修学資金貸与手続	病院局医師修学資金貸与規程	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
15	病院局地域医師修学資金貸与手続	病院局地域医師修学資金貸与規程	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
16	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。
17	病院局看護師修学資金貸与手続	病院局看護師修学資金貸与規程	個人実印	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。

(2) 金融機関届出印を求める手続(4手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
18	兵庫県職員財産形成貯蓄申込・解約手続	兵庫県職員財形貯蓄事務取扱要領	金融機関届出印	控除預入手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。
19	県税口座振替依頼手続	県税口座振替事務処理要綱	金融機関届出印	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。
20	納付金口座振替依頼手続	財務規則	金融機関届出印	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。
21	県立学校授業料等口座振替依頼手続	県立学校授業料等口座振替収納事務取扱要領	金融機関届出印	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。

(3) その他の手続(2手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
22	請願	兵庫県議会会議規則	指定なし	県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めているため、国や他府県の取扱いを踏まえ検討。
23	送金通知書による現金受領委任手続	財務規則	指定なし	受任者が当該様式を金融機関の窓口へ提出し、その場で現金を受領する手続であるため、委任欄の押印以外に委任者の意思を確認できないことから、押印の代替手段や、口座振替による当該手続自体の廃止等も含めて、引き続き検討。

2 法令等に基づく手続で押印の存続も含め引き続き検討する手続(5手続)

(1) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続(3手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
1	担保提供手続	地方税法	法人代表者印 個人実印	担保提供者の意向確認に際して、厳格な本人確認が必要であり、納税保証書等へ実印を求めるため
2	医療法人の設立の認可	医療法	個人実印	厳格な本人確認が必要であり、申請書へ実印を求めるため
3	不動産登記に係る手続	不動産登記法	法人代表者印 個人実印	登記上直接に不利益を受ける登記名義人や登記原因について第三者の承諾等が必要なものについては、厳格な本人確認が必要であり、実印を求めるため

(2) 金融機関届出印を求める手続(1手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
4	財産形成貯蓄非課税申告	租税特別措置法	金融機関届出印	金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要のため

(3) その他の手続(1手続)

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	引き続き検討が必要な理由
5	契約書・請書	地方自治法	指定なし	地方自治法234条第5項により、契約締結の際は厳格な本人確認が必要であり、押印が必要のため

令和2年度審議結果の対応状況

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	市街化調整区域における開発許可基準の緩和	規制・手続の見直し (提案基準を見直す)	対応済み ・県開発審査会で円滑に審議するために設けている提案基準を見直し済み(R3.2月)

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	市街化調整区域における特別指定区域の指定に係る事務手続の迅速化	規制・手続の見直し (県開発審査会の事前協議を省略できるよう見直す)	対応済み ・審議手続の規定を改正済み(R3.2月)
2	物品関係の入札等で使用する使用印鑑届の見直し	規制・手続の見直し (「使用印鑑届」の様式を廃止する)	対応済み ・システムを改修(R3.3月)、県の手引きを改正済み(R3.4月施行)
3	産業廃棄物収集運搬業 更新許可申請における手続(書類持参)の見直し	規制・手続の見直し (郵送による申請を可能とする)	対応済み ・県要領を改正済み(R2.10月)
4	宅地建物取引業者免許申請指導事務 事務所要件に関する審査事項の明確化	制度内容の明確化 (より分かりやすいものとなるよう具体例を記載した手引きを作成、公表する)	対応済み ・県の手引きを作成、県のHPに掲載済み(R3.11月)

(3) 国の法令等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	市町が実施するがん検診における医師の立会い義務の緩和	国へ制度見直しを要望 (集団乳がんマンモグラフィ検診については、制度の見直しを、国へ要望する)	対応済み ・国へ要望を実施(R2.6月) ※省令が改正(R3.10月から施行)

兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	公益社団法人ひょうご農林機構会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
荒木 一聡	兵庫県副知事
谷口 芳紀	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長